

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 24 年 3 月 30 日・東京都規則第 21 号

1 概要

(1) 改正理由

平成 24 年第一回東京都議会定例会において可決された都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の施行等に伴い、必要な事項について定めるほか、所要の規定を整備する。

(2) 改正内容

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「環境確保条例」という。）第 8 条の 6 第 3 項の規定による更新の登録に係る検証機関登録申請書の提出期限を定める（第 5 条の 6 第 2 項関係）。

イ 検証機関登録申請書に添付する書面に、法人である検証機関登録申請者の役員が環境確保条例第 8 条の 9 第 1 項各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面等を加えるほか、規定を整備する（第 5 条の 6 第 3 項関係）。

ウ 登録検証機関の登録事項について変更があったときに知事に届け出るべき事項に、登録検証機関の法定代理人が法人である場合において、当該法定代理人の名称等に変更があった際の規定を加えるほか、規定を整備する（第 5 条の 9 第 3 項関係）。

エ 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である検証機関登録申請者又は登録検証機関の法定代理人が法人である場合に対応するため、次の様式の一部を改める。

(ア) 検証機関登録申請書（別記第 2 号様式）

(イ) 検証機関登録申請者誓約書（別記第 2 号様式の 2）

(ウ) 検証機関登録申請者略歴書（別記第 2 号様式の 3）

(エ) 検証機関登録簿（別記第 2 号様式の 4）

オ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成22年東京都規則第35号）の一部改正

検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である検証機関登録申請者又は登録検証機関の法定代理人が法人である場合に対応するため、次の様式の一部を改める。

(ア) 検証機関登録申請書（附則別記第1号様式）

(イ) 検証機関登録簿（附則別記第2号様式）

2 施行日

平成24年4月1日

3 問合せ先

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171